

令和3年度「首里城火災破損瓦等の活用事業」の一次募集の応募要領

2019年（令和元年）10月31日未明に発生した火災により、琉球王国の象徴であり沖縄県民の誇りであった首里城正殿を含む建物8棟と施設内に展示、保管されていた文化財の多くが焼失しました。

現在、国、県、関係機関が一体となり早期復元に向けて取り組んでいるところですが、首里城の焼け残った瓦等（以下、破損瓦等という）を首里城の思い出として活用したい、との声が多く上がっていることから、破損瓦等を利用して様々なイベントや活動を行ってもらうことで首里城への「思い」を多くの人が共有し、また「思い」を形として残していくことを目的として首里城破損瓦等活用者の募集を行います。

1 事業概要

(1) 実施体制

主催：沖縄県、沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所、（一財）沖縄美ら島財団

(2) 提供物の概要

	名称	大きさ（重さ）
1	瓦（大、平）	30 cm程度（約 2,500g 前後）
2	瓦（大、丸）	30 cm程度（約 1,800g 前後）
3	瓦（中）	15 cm前後（約 500g 前後）
4	瓦（小）	5 cm前後（約 100g 前後）

(3) 提供スケジュール

申請期間：令和3年6月14日（月）～7月16日（金）必着

現地見学：~~令和3年6月22日（火）10:00～12:00 / 13:00～15:00~~

※新型コロナウイルス感染状況や天候等によりやむを得ず延期（あるいは中止）する場合がございます。最新の情報は沖縄県都市公園課HPへ掲載します。

※特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の期間変更に伴い、令和3年6月22日の現地見学会は延期とします。現地見学の日程は再度沖縄県都市公園課のHPにてお知らせいたします。

提供日：原則として、令和3年7月31日（土）～8月1日（日）

(4) 提供方法

提供物は現状のままお渡しします。搬出に必要な袋や手袋等の用具類を準備の上、

各自で搬出してください。（主催者において搬出に係る費用等の負担は行いません。）

（５）提供場所

中城御殿跡（那覇市首里大中町1丁目1番 県立博物館跡）

（６）応募対象者

本事業の趣旨を理解した上で、適切に活用できる方

- ※ 暴力団、暴力団関係企業など、もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）や、反社会的勢力に自己の名義を利用させる個人や団体は対象としません。

2 活用の条件

首里城への「思い」を多くの人が共有し、また「思い」を形として残していく取り組みで非営利目的のアイデアに限ります。

破損瓦等の活用に係る経費を回収するための販売は可とします。

（営利を主目的とした販売は認められません。）

3 申込方法

（１）提出書類

- ① 首里城火災破損瓦等活用事業の認定申請書（第1号様式）
- ② 実施計画書（第1－2号様式）
- ③ その他活用の詳細が分かる補足資料

※申請に係る様式を都市公園課ホームページからダウンロードしてください。

※ネットワーク環境にない方は都市公園課(TEL:098-866-2035/担当：六^{むぐるま}車、又吉)までご連絡ください。

（２）提出方法

メールまたは郵送にてご応募ください。

（３）申請期間

令和3年6月14日（月）～7月16日（金）必着

※申込後に都合により辞退したい時は、その旨を書面(任意様式)にて提出してください。

（４）提出先

<メールアドレス>

aa060208@pref.okinawa.lg.jp

<郵送先>

沖縄県 土木建築部都市公園課（県庁10階）

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

4 スケジュール（一次募集）

1	申込	令和3年6月14日（月）～7月16日（金）
2	現地見学	令和3年6月22日（火）10:00～12:00 / 13:00～15:00 ※事前に申し込みが必要です。 ※特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の期間変更に伴い、令和3年6月22日の現地見学会は延期とします。現地見学の日程は再度沖縄県都市公園課のHPにてお知らせいたします。
3	審査	申込から2週間程度（※疑義がない場合）
4	審査結果の通知	審査後、速やかに行います。
5	破損瓦の提供	原則として7月31日（土）～8月1日（日） ※この日に受け取りが難しい場合は調整しますので、都市公園課までご連絡ください。
6	活用事業の実施	破損瓦の提供後半年以内
7	事業実施後の報告	事業実施後3ヶ月以内

※上記スケジュールで事業実施が難しい場合は別途ご相談ください。

5 現地見学

（1）日時 ~~令和3年6月22日（火）10:00～12:00 / 13:00～15:00~~

※申込が必要です。別紙「首里城火災破損瓦等利活用者 現地見学申込書」を記入の上、メール（又はFAX）にて後述の問合せ先へ~~令和3年6月21日（月）~~の午後4時までに申込みください。

※新型コロナウイルス感染状況や天候等によりやむを得ず延期（あるいは中止）する場合がございます。最新の情報は沖縄県都市公園課HPへ掲載します。

※特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の期間変更に伴い、令和3年6月22日の現地見学会は延期とします。現地見学の日程は再度沖縄県都市公園課のHPにてお知らせいたします。

申し込み締め切りは~~令和3年7月9日（金）午後4時~~。

（2）場所

中城御殿跡（那覇市首里大中町1丁目1番 県立博物館跡）

6 提供の流れ

(1) 審査方法

審査は提出書類にて行い、必要に応じてヒアリングを行います。

なお、審査の結果、提供に必要となる数量が、準備した破損瓦等の総量を超えた場合は、希望の数量を提供できない場合があります。

(2) 審査の項目と基準

	項目	基準
1	活用の目的	申請された活用の目的が、本事業の目的・趣旨に合致しているか。 イベント等の必要経費や参加費等を過剰に計上していないか。販売を行う際は収益が出ていないか。
2	活用計画の内容	適正な引取数量など、無理のない計画となっているか。 また、その計画を実行できる体制となっているか。

(3) 審査結果の通知

全ての応募者に対し、原則として令和3年7月27日(火)までに審査結果を通知します。

7 破損瓦等の提供

破損瓦等の提供は上述のスケジュールのとおり行うことを予定しています。

8 活用後の報告

活用者は活用実施後3ヶ月以内に事業報告を行ってください。(第3号様式「首里城火災破損瓦等活用実施報告書」)

9 留意事項

(1) 事業全体に関する留意事項

- ①認定された事業以外での使用は禁止します。
- ②破損瓦等譲渡時に所有権は活用者(引取者)に移ります。引取後は責任を持って管理等を行ってください。
- ③破損瓦等を現状のまま販売することは禁止します。
- ④破損瓦等提供後の苦情については受け付けません。また、提供した破損瓦等の返却はできません。応募にあたっては、現地見学や保管状況写真(都市公園課HPに掲載)において破損瓦等の状態を確認するなど、十分ご検討ください。
- ⑤引取った破損瓦等を山林や河川等に捨てることは不法投棄となります。やむを得ず諸般の事情により引取った破損瓦等を処分する場合は、活用者自身で「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連法令を遵守し適正に処分してください。

(2) 受け取りに関する留意事項

受取時は主催者からの指示に従い、指定された場所以外には立ち入らないでください。

(3) 活用時の取り扱いに関する留意事項

瓦を活用する際は事前に水洗いを行い、その際には、マスク・ゴム手袋・軍手等を着用してください。

10 問合せ先

沖縄県 土木建築部 都市公園課（県庁 10 階） 担当： ^{むぐるま}六車、又吉

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号

TEL: 098-866-2035 / FAX: 098-867-7875

メールアドレス: aa060208@pref.okinawa.lg.jp